



小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性疾病のうち、国が定めた疾病をもつお子さんの医療費の一部を補助する制度です。

対象となるお子さん



オボッサム

1 8歳未満で、小児慢性特定疾病の方

(ただし、18歳になる前から制度を利用している方は20歳未満まで延長可能)

●対象となる疾患は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページで確認できます (<https://www.shouman.jp/>)

※小児慢性特定疾病であっても制度の対象になるかどうかは病気ごとに異なります。定められた基準を満たしている場合に対象となります

申請の流れ



ウンビョウ

自治体窓口または主治医に申請について相談する

申請可能かどうかの相談をします

可能な場合は患者総合サポートセンターでご説明を行っております

コミミトビネスミ

必要書類を自治体窓口へ提出する

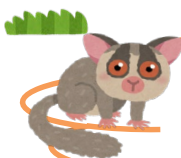
小児慢性特定疾病指定医の資格をもっている医師に作成してもらいます

申請書 住民税課税証明書 医師記入済みの医療意見書 健康保険証の写し など

「医療受給者証」の交付を受ける

判定が行われ、審査を通過すると「小児慢性特定疾患医療受給者証」等が交付されます

- ◇ 窓口での自己負担額が3割から2割になります
- ◇ さらに1か月の自己負担上限額が設けられるため、上限額に達した場合、支払いは無くなります

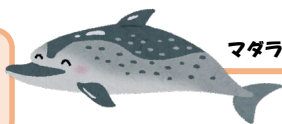


ショウガラゴ



アードウルフ

自己負担上限額



マダライルカ

(単位：円)

階層区分	年収の目安 (夫婦2人子1人世帯)		自己負担上限額 (患者負担割合：2割、外来＋入院)		
			一般	重症（※）	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護等		0		
II	市町村民税 非課税	低所得Ⅰ（～約80万円）	1,250		500
III		低所得Ⅱ（～約200万円）	2,500		
IV	一般所得Ⅰ （～市区町村民税7.1万円未満、～約430万円）		5,000	2,500	
V	一般所得Ⅱ （～市区町村民税25.1万円未満、～約850万円）		10,000	5,000	
VI	上位所得 （市区町村民税25.1万円～、約850万円～）		15,000	10,000	
入院時の食費			1／2自己負担		

※重症：①高額な医療費が長期的に継続する者（医療費総額が5万円/月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月）を超える月が年間6回以上ある場合）、②現行の重症患者基準に適合するもの、のいずれかに該当。

日常生活用具給付事業

ヤツガシラ



キンメペンギン

お住まいの自治体によっては、当制度の対象となっているお子さんは、必要な日常生活用具を購入する際に給付を受けられる場合があります。

給付には申請が必要なので、事前にお住まいの自治体までお問合せください。



レッドヘッドアガマ

注意：小児慢性特定疾病をはじめとする行政の支援施策の多くは「申請主義」です。そのため、受給者証の開始時期は原則「申請日」となりますが、別途用意されている申請書の提出で申請日より1か月さかのぼった日が受給開始日となることがありますので、ご確認ください。



オオミミギツネ

患者総合サポートセンターでは、説明やご質問をお受けしています。ご不明な点はソーシャルワーカーまでお問合せください。

伊勢原協同病院 患者総合サポートセンター 0463-94-2111(代表)

※記載の内容は、2024年7月の情報に基づいています。今後の制度等の改正により、内容に相違点が生じる可能性があります。